

平成三十一年総務省令第三十五号

地方公務員法第三条第三項第三号の総務省
令で定める事務等を定める省令
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十
号）第三条第三項第三号及び第三号の二の規定に
基づき、地方公務員法第三条第三項第三号の総務
省令で定める事務等を定める省令を次のように定
める。

（法第三条第三項第三号の総務省令で定める事
務）

第一条 地方公務員法（以下「法」という。）第
三条第三項第三号に規定する総務省令で定める
事務は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第
二十五号）第十三条の規定による斡旋とする。
(法第三条第三項第三号の一の総務省令で定め
る者)

第二条 法第三条第三項第三号の二に規定する総
務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とす
る。

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第

四十九条第十項の規定により不在者投票管理
者が投票に立ち会わせることとした者のうち
市町村の選挙管理委員会が任命するもの

二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成
十九年法律第五十一号）第六十一条第九項の
規定により不在者投票管理者が投票に立ち会
わせることとした者のうち市町村の選挙管理
委員会が任命するもの

三 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八
十九号）第五十六条第三項（同令第五十七条
第三項において準用する場合を含む。）の規
定により不在者投票管理者が投票に立ち会わ
せることとした者

四 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令
(平成二十二年政令第百三十五号)第七十条
第三項（同令第七十七条第三項において準用
する場合を含む。）の規定により不在者投票
管理者が投票に立ち会わせることとした者

附 則
この省令は、平成三十二年四月一日から施行
する。